

## 元請・下請関係適正化対策の強化について

## 1 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の実施件数の拡大

良質な労働条件の確保を目的に施工体制事前提出方式<sup>\*</sup>を導入し、平成 19 年度から試行を行っているが、元請・下請関係適正化対策を更に強化していくため、平成 23 年度は施工体制事前提出方式の実施件数を拡大する。

※ 施工体制事前提出方式（オープンブック方式）

入札参加者に入札書の提出とともに下請契約の予定を盛り込んだ工事費内訳書を提出させ、見積内容の適切性について失格基準による判定を行う。

加えて、契約締結後、入札参加時に提出された工事費内訳書を基に、契約締結後に提出される下請通知書、施工体制台帳及び下請負報告書等により、確実に下請契約がなされているかの確認調査を行う。

《実施件数（契約実績）と平成 23 年度の実施目標》

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
2 件	34 件	44 件	64 件 <sup>*</sup>	200 件程度

※ 平成 22 年度の実績は 12 月末までの契約実績

## 2 下請状況の抽出調査の実施

- (1) 下請業者の保護の観点から、県発注工事における下請状況を確認するため、平成 23 年度からの取組みとして、低価格入札により契約した工事や下請契約の適切性が懸念される工事等を抽出し、実地調査を行う。
- (2) 実地調査では、元請・下請間の契約手続き（書面による契約や指値の有無等）の適切性、工事代金の支払い状況等を確認する。
- (3) 実地調査は元請業者及び下請業者に対して個別に行う。
- (4) 実地調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (5) 実地調査の結果については入札制度等監視委員会に報告して意見を受け、その後の県の入札制度や元請・下請関係適正化対策の検討に反映させるものとする。